第４次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査業務委託企画提案実施要領

１　趣旨

本業務は、本市における障害者の生活に関する全体像を把握するため、障害者及びその保護者等を対象にしたアンケート調査を実施し、障害者を取り巻く課題やニーズ等を分析し、平成２９年度に第４次千葉市障害者計画及び第５期千葉市障害福祉計画（以下「千葉市障害者計画等」という）を策定するための基礎データを得ることを目的として実施するものである。

本業務の実施及び分析にあたっては、障害者福祉分野のみならず、障害者に係る関連施策についての専門的な知識、広い知見とともに、効率性及び正確性が求められることから、委託事業者を企画提案（プロポーザル）方式により選定する。

２　委託業務

（１）委託業務内容

第４次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査業務

（委託業務内容の詳細は、別添の仕様書のとおり）

（２）委託期間

契約締結日から平成２９年３月３１日（金）

（３）発注者

千葉市長

（４）委託上限金額

４，１６６，０００円以内（消費税抜価格）

＊見積額が、委託上限金額を超えた事業者は選定されません。

３　スケジュール

企画提案実施要領等の公表	平成２８年９月３０日（金）
参加申込書の受付	平成２８年９月３０日（金）～１０月１１日（火）
質問書の受付	平成２８年９月３０日（金）～１０月　５日（水）
質問回答のホームページ掲載	平成２８年１０月　６日（木）～１０月１１日（火）までの間、随時掲載
参加資格確認結果通知書の送付	平成２８年１０月１３日（木）
企画提案書の受付	平成２８年１０月１７日（月）～１０月２８日（金）
選考委員会の開催	平成２８年１１月　４日（金）
選考結果の通知	平成２８年１１月上旬
契約締結	平成２８年１１月上旬

４　参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす法人格を有する団体とする。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しない者で次の各号のいずれにも該当しない者であること。

ア　手形交換所による取引停止処分を受けてから２年間を経過しない者
イ　当該企画提案日前６か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
ウ　会社更生法（平成１４年法律第１５４号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がされていない者
エ　民事再生法（平成１１年法律第２２５号）の適用申請をした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画認可がされていない者
オ　参加資格確認申請期限の日から企画提案日までの間に、千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和６０年８月１日施行）による指名停止措置を受けている者
カ　千葉市内において、都市計画法（昭和４３年法律第１００号）に違反している者

（２）消費税、地方消費税、法人市町村民税、固定資産税の滞納がないこと。
（３）千葉市暴力団排除条例（平成２４年１０月１日施行）に規定する措置要件に該当する者でないこと
（４）市との円滑、迅速な業務遂行を行える体制を有していること。
（５）過去５年間において、国・地方自治体との類似事業の履行実績があること。

５　参加申込手続

参加を希望する者は、下記により必要書類を提出すること。

（１）参加申込期限　　平成２８年１０月１１日（火）午後５時必着　※厳守
＊土・日曜日、祝日を除く、平日の午前９時から午後５時の間に受付
＊郵送の場合は、上記の期限日必着とする。

（２）提 出 先　　問合せ先と同じ

（３）提出方法　　上記の提出先に持参または郵送とする。
なお、郵送の場合は、封筒表面に「第４次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査業務委託企画提案参加申込書在中」と朱書きすること。
また、事故等による未着について、市では責任を負わない。

（４）提出書類
ア　参加申込書（様式第２号）
イ　誓約書（様式第３号）
ウ　企業概要（様式第４号）
エ　業務実施体制（様式第６号）
オ　事業の実績が分かる書類
（障害者福祉に係る実態調査又は計画策定業務、若しくは障害者福祉に類似する実態調査又は計画策業務など同等の実績がわかる書類。なお、２種類以上で、過去５年間のものに限る。また、契約書の写しを添付すること）

６　質問及び回答

本業務の企画提案募集では、説明会を実施しないため、本実施要領及び仕様書等の内容について不明な点がある場合は、下記により質問すること。

（１）受付期間　　平成２８年９月３０日（金）午前９時から平成２８年１０月５日（水）午後５時まで

（２）提 出 先　　問合せ先と同じ

（３）提出方法　　質問書（様式第１号）により、電子メールで提出すること。

また、電子メールの件名は「障害者計画等策定に係る実態調査業務委託企画提案質問書（企業名）」とし、必ず電話で提出の旨を連絡すること。

なお、電話・口頭・電子メール以外の書面及び期限後の質問は一切受け付けない。

（４）回答方法　　質問のあった事項についての回答は、平成２８年１０月６日（木）から平成２８年１０月１１日（火）までの間、随時、市ホームページの本案件ページ（下記ＵＲＬからリンク）に掲載する。

「入札（見積）募集案件「業務委託」」ホームページＵＲＬ

http://www.city.chiba.jp/portal/business/index19/nyusatsujoho/anken/itaku/

なお、回答の内容は、本募集要領の追加又は修正とみなし、当課から質問者宛てに回答を掲載した旨の連絡は行わない。

７　企画提案書の提出

参加資格有りの通知を受けた者は、下記により企画提案書を提出すること。

（１）提出期限　　平成２８年１０月２８日（金）午後５時必着　※厳守

＊土・日曜日、祝日を除く、平日の午前９時から午後５時の間に受付

＊郵送の場合は、上記の期限日必着とする。

（２）提 出 先　　問合せ先と同じ

（３）提出方法　　上記の提出先に持参または郵送とする。

また、郵送の場合は、封筒表面に「第４次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査業務委託企画提案書在中」と朱書きすること。

なお、事故等による未着について、市では責任を負わない。

（４）提出物

ア　企画提案提出資料（様式第５号）（表紙）

イ　企画提案書の内容

仕様書を熟読のうえ、下記の①から⑦に記載する全ての項目を盛り込むこと。

①委託業務の目的及びその考え方

②実態調査に関する提案内容及び実施方法

（調査対象者の選定及びサンプル数、調査項目、調査実施手法、調査結果の分析等について記載すること）

③業務実施体制（様式第６号及び第７号）

（体制に関わる者の経歴及び専任又は兼任の別について記載すること）

④業務実施計画

⑤業務実績

⑥見積書

⑦見積額内訳

ウ　企画提案書の提出様式は以下のとおりとする。

（ア）提出は１参加者につき、１提案とする。

（イ）提出部数は、１２部（正本１部、副本１１部）とする。

なお、正本（１部）は、押印、袋とじとする。また、副本（１１部）は、ステープラー等で留めることとし、フラットファイル等のファイルには綴じずに提出する。

（ウ）提案書は、Ａ４版タテで作成し、横書きとする。また、両面印刷、再生紙使用ともに可能とし、文字、図表等は白黒、カラーを問わない。

（エ）企画提案書に用いる言語は、日本語（本企画提案募集の参加者の商号又は名称、製品の商又は名称、その他通信技術等に関する用語若しくは呼称であって、一般的に使用されているものを除く。）、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成４年法律第５１号）とする。

（オ）提案書の構成は、表紙、目次、提案内容（本文）、裏表紙とする。なお、副本は企画提案書の内容から、提案者の名称が特定できないよう、必要な措置を講ずること。

（カ）表紙には、タイトルとして「第４次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査企画提案書」と記載するとともに、宛名として「千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課」、提出年月日を記載する。

（キ）提案内容（本文）は、ページ数に制限を設けないが、２０分以内で説明できる内容とし、フォントサイズは１０．５ポイント以上とする。

また、別添の資料１のとおり、各項目に該当するページの右上に書類番号を記載し、インデックスを付け、番号順に綴ること。

エ　見積額内訳には、本委託業務の総額の本体価格（税抜）、消費税額（地方消費税額を含む。）を別々に記載し、合計金額を明記する。

また、人件費、諸経費等の積算内訳及び根拠を、可能な限り詳細かつ明確に記載する。

オ　紙での提出とあわせて、デジタルデータをウイルスチェック済みのＣＤ－Ｒに保存し、正副各１枚ずつ提出する。

カ　提出後の書類の追加、変更、差替え、再提出は一切認めない。

キ　本企画提案は、あくまで委託業者選定の審査材料となるものであり、実際の業務遂行にあたっては、逐次、発注者と協議して決定することとなるので留意すること。

８　欠格事項

次のいずれかに該当する場合は、無効又は失格とする。

（１）提出期限を過ぎて企画提案書等が提出された場合

（２）提出書類に虚偽の記載があった場合

（３）提出書類に重要な誤脱があった場合

（４）会社更生法等の適用を申請する等、契約を履行することが困難と認められる状態になった場合

（５）審査の公平を害する行為があった場合

（６）その他、企画提案にあたり、著しく信義に反する行為等があった場合

9　委託業者の選定

（1）選考委員会の開催

企画提案書の提出者に対し、別途要綱に基づき設置している「千葉市障害者計画等策定に係る実態調査業務委託プロポーザル選考委員会（以下「選考委員会」という。）の委員が次のとおり審査を行う。

ア　開催日時　　平成２８年１１月４日（金）　　＊時間については後日別途通知する

イ　開催会場　　千葉市議会棟３階「第５委員会室」（千葉市中央区千葉港１番１号）
＊控室は、同「第１説明員控室」

ウ　出席人数　　各事業者２人以内とする。

エ　時間（１社あたり）　説明時間は２０分以内とし、その後、質疑応答を受ける（１０分程度）

オ　説明資料　　提出済みの企画提案書とし、追加資料は認めない。

カ　留意事項

（ア）パソコン及びプロジェクタ等の機器の使用は認めない。

（イ）選考委員会は、千葉市情報公開条例第７条第１項第５号の規定に基づき、非公開で行う。

（2）選定方法及び選考基準

①選考方法

全てのプレゼンテーション終了後、次に掲げる審査項目、配点に基づき、選考委員会の委員が採点した合計得点を集計し、最高得点者を第１位と決定する。

なお、最高得点者が複数いる場合には、「２　実態調査の内容」の合計得点が最も高い提案者を第１位と決定する。さらに、この項目の点数も同点の場合は、委員長の採点が最も高い提案者を第１位と決定する。

また、各委員の採点の平均が１００点未満であった場合は、最優秀提案者であっても受託者として選定しない場合があるので留意すること。

②選考基準（合計２００点満点）

審査項目		審査の視点	配点
1	委託業務の目的の理解	現在の障害者施策を巡る社会情勢と本市が置かれている状況を踏まえ、業務の目的を理解した内容となっているか。	20
2	実態調査の内容		
	①調査対象者の選定及びサンプル数	調査対象者の選定は、調査結果の分析に資する内容となっているか。また、回収率を勘案した適切な調査数（サンプル数）となっているか。	20
	②調査項目・内容の的確性	調査項目は、調査結果の分析に資する内容となっているか。また、適切な項目数か。	30

	③調査の実施方法	調査手法は、事業者の技術力及び独自性を生かした提案となっているか。	20
	④調査結果の集計・分析	調査結果の集計・分析は、事業者の技術力及び独自性を生かした提案となっているか。	30
3	業務遂行体制及び能力	提案内容を確実に実現するための体制と能力が十分か。	30
4	業務実績	自治体等での類似の業務実績があり、その内容から本事業の遂行能力があると認められるか。	20
5	事業費の積算	積算根拠が合理的な内容であるか。また、費用は妥当であるか。	30

なお、総合得点が最上位である場合でも、個別の審査項目に重大な欠落がある場合は第１順位にはならない。

（３）提案書に不備があった場合の審査方法

提案書が本要領に定める形式に従っていない場合、従っていない部分に係る評価項目については審査を行わない。

（４）選定結果の通知

選定結果については、選定会開催後、応募者全員に対して速やかに文書で通知する。

（５）評価の講評等

受託者の名称、契約金額を平成２８年１１月上旬を目途に、市ホームページに掲載する。

また、提案者自身及び受託者の点数は、受託者決定後、問い合わせに応じ回答する。

なお、その他の提案者に関する情報及び企画提案の採点基準並びに点数の内訳等に関する問い合わせには、一切応じない。また、選定結果に対する審査請求は一切認めない。

10　契約方法

（１）受託者決定後、改めて見積書を徴収し、詳細な業務内容及び契約条件について、協議、合意した後に、予算の範囲内で随意契約により契約締結する。

なお、受託者が平成２８・２９年度入札参加資格者名簿への登録申請をしていない場合は、登録申請を行うこととする。

（２）前項の協議が不成立の場合は、市は順次、次点以下の提案者と協議を行う。

（３）契約時には、以下の書類の提出が必要となる。（別紙）

①暴力団排除等に関する誓約書

②労働関係法令の遵守に関する誓約書

③個人情報管理責任者及び研修実施計画等報告書

（４）契約にあたり、提案者は千葉市契約規則第２８条に定める契約金額の１００分の１０以上の金額、又は同規則第２８条の２に定める契約保証金に代わる担保を納めること。ただし、提案者が同規則第２９条に該当する場合は、これを免除する。

11　支払条件

本業務委託の受託者が、契約書記載の委託業務を契約書記載の委託期間内に完了し、契約の成果品を市に引き渡し、市が行う検査に合格した場合、市は受託者からの請求に基づき、その委託料を支払う。

12　その他

（１）企画提案書の作成、提出及びプレゼンテーションに要する費用は、全て提案者　応募者の負担とする。

（２）提出された企画提案書等の書類一式については返却しない。

（３）提出書類の著作権は、市に帰属する。

（４）提出書類や選定結果（不採用となった提案者の名称、選定結果を含む。）は、第三者から公文書開示請求があった場合、千葉市情報公開条例（平成１２年４月３日条例第５２号）の規定に基づき、公にすることにより、当該法人又は個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを除き、開示の対象とする。

ただし、選定期間中は、同条例第７条第１項第５号の規定に基づき、開示の対象としない。

（５）本要領９－（２）の審査基準で審査項目となっている事項については、必ず提案内容に含めること。

（６）参加申込後に、参加を辞退する場合は、別紙「企画提案辞退届」を提出すること。

13　参考提示資料

第３次千葉市障害者計画及び第４期千葉市障害福祉計画
http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/keikaku.html

第３次千葉市障害者計画等策定に係る実態調査
http://www.city.chiba.jp/hokenfukushi/koreishogai/jiritsu/jittaichousa25.html

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律及び児童福祉法の一部を改正する法律案（概要）
http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/soumu/houritu/dl/190-21.pdf

発達障害者支援法の改正について
http://www.rehab.go.jp/ddis/%E7%99%BA%E9%81%94%E9%9A%9C%E5%AE%B3%E8%80%85%E3%82%92%E6%94%AF%E3%81%88%E3%82%8B%E3%80%81%E3%81%95%E3%81%BE%E3%81%96%E3%81%BE%E3%81%AA%E5%88%B6%E5%BA%A6%E3%83%BB%E6%96%BD%E7%AD%96/%E6%B3%95%E5%BE%8B%E6%94%B9%E6%AD%A3%E3%81%AB%E9%96%A2%E3%81%99%E3%82%8B%E6%83%85%E5%A0%B1/?action=common_download_main&upload_id=2361

14　問合せ先

千葉市保健福祉局高齢障害部障害者自立支援課　企画班　（担当：矢野、石渡）

〒260-8722　千葉市中央区千葉港１番１号

電話　０４３（２４５）５１７５　／　電子メール　shogaijiritsu.HWS@city.chiba.lg.jp

なお、問合せは、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く開庁日の午前９時００分から正午まで、午後１時００分から午後５時００分まで受け付ける。